（防衛省定員規則の一部改正）

第六条　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。	（本省及び防衛装備庁の定員） **第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。
区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、五〇三人 / うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。 防衛装備庁 / 一、五三八人 / 合計 / 二二、〇四一人 /	区分 / 定員 / 備考 本省 / 一九、四八七人 / うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。 防衛装備庁 / 一、四八四人 / 合計 / 二〇、九七一人 /

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。